

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」 の実施について

令和3年2月12日
(公社) 全日本トラック協会

令和2年度国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者に対するテールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入に係る支援が実施されることになりました。

全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、下記要領にて補助金申請の募集を行いますので、以下のとおり実施内容についてお知らせいたします。

※この募集要領には、補助金申請にあたって重要な内容を記載しております。
事前に内容をよくご覧いただいた上で、所要の手続きを確実に行ってください。

◆補助金申請にあたって (申請者の皆様へのお願い)

○補助金を申請される申請者におかれましては、本募集要領のほか、全ト協の補助金ホームページ、交付規程等を熟読し、制度を十分にご理解の上、申請してください。

○提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。

○虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じて調査を実施します。不正が認められた場合は、以下の通り処分します。

【処分の内容】

- 1 交付決定前の場合は、当該申請を却下します。
- 2 交付決定を受けている場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金は期限を付して返還を求めます。
- 3 補助金返還を求める際に、加算金(年利10.95%)を併せて徴収する場合があります。
- 4 全ト協の取り扱う全ての補助金、助成金について、期間を定め、交付及び手続きを停止する場合があります。
- 5 前記処分のほか、国から指導があった場合は、追加の措置を実施する場合があります。
- 6 不正行為等を行った申請者の名称、所在地及び不正の内容等を公表する場合があります。

○なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

I. 事業の概要

トラック運送事業については、労働生産性の向上を図り、持続的な経営の確保を図ることが喫緊の課題となっていることから、本事業は、荷役作業等の効率化に資する機器（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキ）の導入に対して支援を実施することにより、トラック運送事業における中小企業の経営環境の改善への取り組みを推進することを目的に実施するものです。

II. 予算額

1億4千万円 ※1

※1 テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの総額となります。なお、約1億4千万円のうち6千万円をトラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの予算枠とします。

III. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、事業用自動車（緑ナンバーのトラック）において、以下①～③のいずれかを導入するものとなります。

（具体的な要件等については、次頁以降の各事業の内容を確認してください。）

※ホームページ上でご覧の場合、下記名称をクリックすると該当ページに飛びます

- ① [テールゲートリフター（油圧式荷役省力化装置）P3-P10](#)
- ② [トラック搭載型クレーン P11-18](#)
- ③ [トラック搭載用2段積みデッキ P19-25](#)

■補助対象機器 参考例

テールゲートリフター		
トラック搭載型クレーン		
トラック搭載用2段積みデッキ		

テールゲートリフター等導入補助金交付手続きのフロー

